

## 第5 住民投票の投票資格及び請求資格

住民投票の投票資格は、実際に住民投票の投票をする上での要件であり、一方、住民投票の請求資格は、具体的に住民投票の実施を求めることができる要件である。この二つの資格については、表裏一体の関係にあり、密接に関わっているものである。そのため、投票資格と請求資格の対象となる者の範囲を異ならせることについて、特段の合理性はないものと考えられる。

その上で、投票資格及び請求資格について、その年齢要件及び住所要件について検討する必要がある。

### 検討内容

- 1 年齢要件（20歳以上、18歳以上、その他）
- 2 住所要件（3か月以上）

### 論点整理

#### 1 年齢要件

《20歳以上とする考え方》

- 公職選挙法では、選挙権について年齢要件を20歳以上としている。
- 法律（地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律等）に基づいて実施される住民投票は、公職選挙法を準用しているため、投票権の年齢要件を20歳以上としている。
- 日本国憲法の改正手続に関する法律では、国民投票の投票権について、年齢満18歳以上の日本国民が有することとしている。ただし、必要な法制上の措置が講じられ、年齢満18歳以上満20歳未満の者が国政選挙に参加すること等ができるまでの間は、年齢満20歳以上の者が投票権を有することとしている。
- 公職選挙法による選挙と住民投票条例による住民投票とは、一定の判断を投票行為により示すものであるため、公職選挙法との整合性を求めた場合、住民投票の投票資格を20歳とすることが考えられる。この場合、公職選挙法上の市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者と住民投票の投票資格を有する者とが同一の整理となり、公職選挙法上の選挙人名簿の活用についても容易となる。
- 20歳未満の者や外国人住民については、公職選挙法上の選挙人名簿に登録されないことから、このような者を住民投票の投票資格を有する者とした場合、新たに住民投票資格者名簿の調製等の仕組みについて検討する必要がある。

《20歳以下の特定の年齢以上とする考え方》

- 条例に基づく住民投票は、公職選挙法による選挙ではないため、投票資格を有する者と選挙権を有する者とを同一の20歳以上としなければならない法的な制約はない。
- 一部地方議会においては、選挙権年齢の引下げを求める意見書が採択されている。
- 苫小牧市市民参加条例第17条では、市民政策提案ができる市民の要件を18歳以上とし

ている。これは、応募条件の年齢については、市民参加の対象と考えられる社会人としての年齢を考慮したとの考えによるものである。

- 各国における選挙権については、18歳以上としている国が大半である。
- 未成年者に対する政治的啓発としての効果や住民投票の結果が将来の世代に及ぼす影響を考慮し、次世代への権利として、対象年齢を引き下げるという考え方もある。若年層に対する教育的効果を期待する場合、市政をはじめとする政治的な関心を高めるといった視点からの検討も考えられる。

## 2 住所要件

- 公職選挙法では、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権について、引き続き3か月以上当該地方公共団体の区域内に住所を有する者に、選挙権を与えることとしている。この理由については、「その団体の住民として選挙に参加するためには、少なくとも一定期間をそこに住み、地縁的關係も深く、かつ、ある程度団体内の事情にも通じていることが必要である」と考えられたことによる。
- 住民投票の投票資格についても、住所要件については、公職選挙法の考え方と変わりが無い。そのため、引き続き3か月以上当該地方公共団体の区域内に住所を有する者を投票資格者とするという整理が考えられる。
- 他市町村における常設型条例では、住所要件を「引き続き3か月以上当該自治体の住民基本台帳に記録されている者」について、住民投票の投票資格を有する者としている。

### 参考資料

- 5-1 地方選挙権に住所要件を設けた理由
- 5-2 資格要件として20歳未満を基準としている例

## 地方選挙権に住所要件を設けた理由

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）（抄）

（選挙権）

- 第 9 条 日本国民で年齢満 20 年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。
- 2 日本国民たる年齢満 20 年以上の者で引き続き 3 箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。
- 3～5 《略》

○ 逐条解説 公職選挙法（上）第 9 条解説（安田充 荒川敦 編著）（抜粋）

2 地方公共団体の選挙の選挙権

《中略》

- (1) 住所要件を設けた理由 住所要件を設けたのは、地方公共団体が地縁的社会であるという特性を考慮したものである。すなわち、憲法第 93 条では、地方公共団体の長や議会の議員については、「その住民がこれを選挙する」旨規定しており、この「住民」については、地方自治法第 10 条に、その意義が規定され、同法第 11 条において、この住民に当該地方公共団体の選挙に参加する権利を認めているのである。

ところで、地方自治法第 10 条及び第 11 条では、市町村の区域内に住所を有する者を「住民」とし、そこでは住所を有する「期間」については何らふれられていない。これに対し、地方自治法第 18 条及び本条において特に 3 箇月という期間を要件としたのは、その団体の住民として選挙に参加するためには、少なくとも一定期間をそこに住み、地縁的關係も深く、かつ、ある程度団体内の事情にも通じていることが必要であると考えられたからであろう。もっとも、この住所期間は、従前のように 2 年あるいは 1 年という比較的長期間であればともかく、今日のように 3 箇月ということになると、実質的意味は少なくなり、現実的には選挙人名簿登録のための住所要件たる 3 箇月という期間と一致させて取扱いを便ならしめたものと見るべきであろう。

(2)～(9) 《略》

## 資格要件として20歳未満を基準としている例

### 苫小牧市市民参加条例運用の手引き

(平成21年4月1日 苫小牧市総合政策部市民自治推進課) 第17条関係(抜粋)

#### 第3章 市民政策提案制度

第17条 市民は、次に掲げる場合を除くほか、市に対して政策を提案しようとするときは、別に定めるところにより、18歳以上の市民10人以上の連署をもって、その代表者から、市に対し、政策の提案をすることができる。

2・3 <略>

#### 【説明】

1 市民政策提案制度は、市民参加の一手法として新たに設ける制度です。この制度は、自治基本条例制定の取り組みにおいて条例に盛り込むべき項目として市長に提出された「まちづくり基本条例等検討懇話会」の提言の中で提案されたものを制度として具体化したものです。

2 <略>

#### 1項関係

① 政策提案制度は、市政全般にわたって寄せられる通常の提案や苦情などと異なり、具体的な政策として提案していただくものであることから、個人的なものとしてではなく、一定程度の人の集まりの中で組織的に検討・吟味された結果として提案していただくこととしています。

② 応募条件の年齢は、市民参加の対象と考えられる社会人としての年齢を考慮したものです。  
また、市の機関が政策提案を募集する場合に、政策の内容によっては、18歳未満の方々の提案を求めることも想定されます。

2項関係・3項関係 <略>

[運用] <略>

○ 18歳を基準としている法律の事例

- ・ 児童福祉法、児童手当法 18歳未満を特別の保護対象
- ・ 火薬類取締法、毒物及び劇物取締法、教育職員免許法 18歳未満に資格を認めていない。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 18歳未満に風俗関係への就業の禁止、入場の制限。

○ 大和市自治基本条例（平成16年条例第16号）

（住民投票の請求等）

第31条 本市に住所を有する年齢満16年以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2 市議会は、市政に係る重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

3 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

4 市長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

5 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満16年以上の者とする。

6 住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

○ 大和市自治基本条例逐条解説 第31条関係（抜粋）

【解説】

・第1項について

請求の権利を持つ住民は、『16歳以上』の者としています。義務教育を修了し、社会人として働くことができる年齢であることや、住民投票の対象となる事項は、市の将来を左右する重大な問題のはずであり、できるかぎり幅広い層の住民の意見を聴くべきであるという考えに立っています。

住民からの住民投票実施の請求に必要な署名の数は、地方自治法の規定にある市長等の解職（リコール）請求に準じ「3分の1以上」としています。これはかなりハードルの高い数ですが、その数が集まれば第4項にあるとおり、市長や市議会の判断とは関係なく住民投票が実施されること、住民投票は市の将来を左右する重大な事項を対象として実施されなければならないこと、また、それくらいの数の署名がなければ、前条に定めた、住民投票の結果の尊重義務も生かされないという理由からです。

・第2項について～第4項について 《略》

・第5項について

第1項と同様の考え方に立ち、住民投票の投票権も16歳以上の住民としています。

・第6項について 《略》

○ 16歳を基準としている法律の事例

- ・ 普通教育を終了した年齢 憲法第26条第2項
- ・ 労働使用の最低年齢 労働基準法第56条
- ・ 女性が婚姻できる年齢 民法第731条 婚姻擬制（民法第753条）

# 年 齢 別 人 口

平成24年7月31日

年齢	男		女		計	年齢	男		女		計	年齢	男		女		計
	男	女	男	女			男	女	男	女			男	女			
0～4	3,862	3,759	7,621	40～44	6,146	5,913	12,059	80～84	2,140	3,397	5,537	80	518	744	1,262		
5	805	769	1,574	45～49	1,422	1,316	2,738	85～89	326	525	851	85	235	465	700		
6	786	733	1,519	50	950	1,037	1,987	90	235	465	700	86	214	397	611		
7	781	726	1,507	51	1,017	1,027	2,044	95	85	298	383	87	214	397	611		
8	836	796	1,632	52	1,060	1,071	2,131	96	78	230	308	88	153	357	510		
9	772	770	1,542	53	1,049	1,122	2,171	97	45	211	256	89	118	340	458		
10～14	4,101	3,921	8,022	54	1,003	1,119	2,122	98	33	130	163	90～94	273	976	1,249		
15	823	828	1,651	55	1,021	1,049	2,070	95	85	298	383	95	20	88	108		
16	832	741	1,573	56	1,017	1,206	2,223	96	15	56	71	95	15	56	71		
17	814	847	1,661	57	1,218	1,247	2,465	97	8	30	38	96	8	30	38		
18	838	793	1,631	58	1,290	1,306	2,596	98	10	37	47	97	10	37	47		
19	819	772	1,591	59	1,458	1,400	2,858	99	7	30	37	99	7	30	37		
20～24	4,245	4,052	8,297	60～64	7,553	8,235	15,788	100～104	9	38	47	100～104	9	38	47		
20	804	772	1,576	60	1,494	1,583	3,077	105～	3	18	21	100	3	18	21		
21	817	763	1,580	61	1,532	1,565	3,097	105	0	0	0	101	2	8	10		
22	791	789	1,580	62	1,535	1,749	3,284	106	0	1	1	102	2	6	8		
23	877	861	1,738	63	1,556	1,655	3,211	107	0	0	0	103	2	4	6		
24	956	867	1,823	64	1,436	1,683	3,119	108	0	0	0	103	2	4	6		
25～29	5,137	4,664	9,801	65～69	5,319	5,659	10,978	109	0	1	1	104	0	2	2		
25	954	912	1,866	65	1,300	1,349	2,649	105	0	0	0	105	0	0	0		
26	977	891	1,868	66	967	1,026	1,993	106	0	1	1	106	0	1	1		
27	1,014	907	1,921	67	942	1,025	1,967	107	0	0	0	107	0	0	0		
28	1,057	972	2,029	68	1,098	1,151	2,249	108	0	0	0	108	0	0	0		
29	1,135	982	2,117	69	1,012	1,108	2,120	109	0	0	0	109	0	0	0		
30～34	5,668	5,469	11,137	70～74	4,341	5,144	9,485	合計	85,046	89,309	174,355	合計	85,046	89,309	174,355		
30	1,040	1,030	2,070	70	972	1,152	2,124	(再掲)									
31	1,113	1,008	2,121	71	933	1,085	2,018	15歳未満	11,943	11,474	23,417	15歳未満	11,943	11,474	23,417		
32	1,174	1,068	2,242	72	850	1,005	1,855	15～64歳	56,610	56,016	112,626	15～64歳	56,610	56,016	112,626		
33	1,187	1,148	2,335	73	795	956	1,751	65歳以上	16,493	21,819	38,312	65歳以上	16,493	21,819	38,312		
34	1,154	1,215	2,369	74	791	946	1,737	<割合(%)>				<割合(%)>					
35～39	6,900	6,577	13,477	75～79	3,305	4,279	7,584	15歳未満	14,04	12,85	26,89	15歳未満	14,04	12,85	26,89		
35	1,273	1,245	2,518	75	767	897	1,664	15～64歳	66,56	62,72	129,28	15～64歳	66,56	62,72	129,28		
36	1,315	1,284	2,599	76	684	958	1,642	65歳以上	19,39	24,43	43,82	65歳以上	19,39	24,43	43,82		
37	1,377	1,320	2,697	77	641	798	1,439	平均年齢	42,92	45,80	44,39	平均年齢	42,92	45,80	44,39		
38	1,530	1,363	2,893	78	632	818	1,450										
39	1,405	1,365	2,770	79	581	808	1,389										

(苫小牧市総合政策部政策推進室政策推進課)

※公表データについては公開時点の暫定値であり、今後修正の可能性があります。